

「特定化学物質作業主任者能力向上教育」の開催について

兵庫労働局長登録教習機関

一般社団法人兵庫労働基準連合会

特定化学物質を取り扱う業務については、労働者が特定化学物質等により汚染されないように作業方法を決定し、労働者を指揮するなどを職務とする特定化学物質作業主任者は大変重要な役割を担っています。

しかしながら、近年の化学物質を取り巻く状況はリスクアセスメントの実施が義務付けるなど著しく変化していますし、特定化学物質障害予防規則も改正されています。

また、「塩基性酸化マンガン」と「溶接ヒューム」(溶接作業)を特定化学物質(第2類)として位置付けられ、特殊健康診断の実施や作業主任者の選任などが義務付けとなるが必要とされました(施行は令和3年4月1日)。

事業主は、作業主任者に対し、規則改正等最新の知識、情報を提供する義務があり、機械設備、原材料及び作業方法に変更があった場合、資格取得後一定期間作業から離れ、再び業務に従事されることになった場合などにも教育の必要があり、能力向上教育の実施が努力義務化されています。(労働安全衛生法第19条の2)

通達では、概ね5年ごとに実施しなければならないことになっていますので受講について事業者のご配慮をお願い申し上げます。なお、受講者には修了証を発行いたします。

開催日時

回	第1回
年	令和3年
日時	9月10日(金)
開催地	神戸会場

神戸会場

- 1 開始時刻 9時00分 <受付開始時間：8時15分～>
- 2 場所 マークラー神戸ビル4階 /兵庫労働基準連合会講習会場
神戸市中央区雲井通4-2-2
(JR三宮駅東南約400m、徒歩約5分、中央区役所東隣)
- 3 注意事項
講習会場には使用できる駐車場はありません
(単車等も停められません)。



1 対象者

「作業主任者」として業務に従事して概ね5年以上を経過している方、及び「作業主任者技能講習修了者」資格取得後一定期間離れて再び業務に従事されている方、機械設備、原材料及び作業方法に大幅な変更があった場合など

2 定員

概ね100名

3 申込方法

web 予約システム にて申してください。

<随時募集> (定員になり次第締め切ります。)

申込開始は、講習初日の3か月前の10日(休日の場合は後の営業日) 午前10時

4 受講料等

(1) <兵庫県下労働基準協会 会員>受講料 ¥8,800・テキスト代 ¥2,420・(共 消費税込)

< 会 員 外 >受講料 ¥9,900・テキスト代 ¥2,420・(共 消費税込)

(2) 銀行振込となります。(電話申込みの場合は、振込先を別途ご案内申し上げます。)

テキストは当日に配布します。

※ 定員内として受領した受講料等は返却できません。受講日変更(2週間前まで)及び受講者変更(原則7日前まで)については連合会ホームページをご覧ください。

5 受講上の留意事項

ア 受講者は、本人確認書類(運転免許証、健康保険証、社員証など)を必ず持参してください。

イ 電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。遅刻等で所定時間を受講しなかった場合は修了試験を受けられません。また、早退、外出等で所定時間を受講しなかった場合も同様です。

ウ 提出いただいた個人情報は当連合会が責任をもって保管・管理し、本講習の的確な実施のためにのみ利用いたします。

6 講習科目及び時間割(講師等の都合により変更する場合があります) <受付開始時間：8時15分～>

別紙 講習科目及び時間割（講師等の都合により変更する場合があります）＜受付開始時間：8時15分～＞

	時刻	科目	範囲 (テキスト第4版 12月1日発行)
能力向上カリキュラム	9:00～9:10	講習内容説明	
	9:10～11:10 (11:10～11:20休憩)	作業環境管理 (2時間)	1 作業環境管理の進め方 2 作業環境測定、評価及びその結果に基づく措置 3 局所排気装置、除じん装置等の設置及びその維持管理
	11:20～12:20 (12:20～13:05 昼食)	作業管理(1時間)	1 作業管理の進め方 2 労働衛生保護具 3 緊急時の措置
	13:05～14:05 (14:05～14:15休憩)	健康管理 (1時間)	1 特定化学物質等による健康障害の症状 2 健康診断及び事後措置
	14:15～17:25 (15:45～15:55休憩)	事例研究及び関係法令 (3時間)	1 作業標準等の作成 2 災害事例とその防止対策 3 特定化学物質等に係る労働衛生関係法令
	17:25～	修了証交付	